

ノースハンプトンスノーアタック2018

特別規則書

2018年1月14日（日）

主 催 モータースポーツクラブあきた
協 力 JMRC秋田支部
後 援 ノースハンプトンゴルフクラブ

公 示

本競技会は、雪道における運転技術の向上及びモータースポーツ人口の増加を目的として、安全に充分配慮した上で、本競技会特別規則書に従って開催される。

第1条 プログラム

参加申込開始	12月28日（木）	
参加申込締切	1月10日（水）	
ゲートオープン	1月14日（日）	6:00
参加確認受付	//	6:30～
1本目慣熟歩行	//	6:30～ 8:00
公式車検	//	6:50～ 8:20
ドライバースブリーフィング	//	8:30
1本目(ダウンヒル)スタート	//	9:00
2本目慣熟歩行	//	1本目終了後1時間
2本目(ヒルクライム)スタート	//	慣熟歩行終了15分後
表彰式	//	競技終了40分後

第2条 競技会の名称

ノースハンプトン スノーアタック2018

第3条 競技種目

四輪自動車によるスペシャルステージ方式でのタイムトライアル

第4条 開催日程および開催場所

日 程 : 2018年 1 月14日(日)
場 所 : ノースハンプトン ゴルフクラブ
所在地 : 秋田県秋田市河辺神内字沼ノ沢1-1

第5条 コース概要

コースの内容 : クラブハウスまでの連絡道を使用した圧雪路の上り・下り
コースの総距離 : 1, 2 km
競技走行の本数 : 最大4本（コースの状態により変わることがあります。）

第6条 オーガナイザー

オーガナイザー名称: モータースポーツクラブあきた

代 表 者 : 立川 敬士

所 在 地 : 〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田2丁目3-27

T E L : 018-839-0834

担 当 者 T E L: 090-7337-5968 (加藤 正美)

第7条 大会競技役員

大会会長	立川 敬士
大会副会長	伊藤 久
競技長	立川 敬士
コース委員長	加藤 正美
計時委員長	保坂 重巳
技術委員長	佐々木 洋
救急委員長	菅原 智志
事務局長	熊谷 修

第8条 参加車両及びクラス分け

8-1) 参加車両

自動車検査証の有効期間を有し、保安基準を全て満たした車両。

8-2) 選手装備

競技走行時はヘルメット及びグローブを装着すること。

8-3) クラス分け

- ①クラス1: 軽自動車(駆動方式・過給器の有無は問わない)
- ②クラス2: 気筒容積3400ccまでの前輪駆動の車両
- ③クラス3: 気筒容積3400ccまでの後輪駆動の車両
- ④クラス4: 気筒容積・駆動方式無制限の車両

※クラス2及びクラス3の過給器付の参加車両は排気量に1, 7を掛けた数値を気筒容積とする。

第9条 タイヤ

本競技会でのスパイクタイヤの使用及びタイヤチェーン装着での参加は認めない。

第10条 音量規制

本競技会に参加できる車両のマフラー(消音器の触媒コンバーター以降)は、車検(国土交通省が行う自動車検査登録制度)に合格時装着されていた物を使用すること。また、平成22年4月以降に生産された車両については、該当車両の純正品または公益法人日本自動車研究所(JRAI)の検査に合格し、それを証明する銘板が付いた物を使用すること。

第11条 参加申込受付期間

受付開始: 2017年12月28日(木)

受付締切: 2018年01月10日(水)

ただし参加申し込みの上限に達した場合、参加受付期間内でも受付を締め切る場合がある

第12条 参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

12-1) 大会事務局

名 称: ノースハンプトンスノーアック2018 大会事務局

住 所: 〒010-1422 秋田市仁井田目長田2-3-27

(カードクターK内 加藤正美)

T E L: 018-839-0834

携帯: 090-7337-5968

F A X: 018-834-0805

E-m a i l: mscakita2015@gmail.com

12-2) 参加申込はオーガナイザー所定の下記の書類に必要事項を記入し、申込期間中に大会事務局に電子メール、もしくはFAXにて送付すること。

参加申込提出書類

- ① 参加申込書・車両申告書

12-3) 参加料金

① 一般参加者 ￥10,000

② 学生参加者 ￥7,000

※昼食代を含む。

※学生参加者は有効な証明書（学生証）を提示すること。

12-4) 支払方法

参加料の支払い方法は当日受付にて支払うこととする。

※ 当日、参加料を収めたことが確認したことをもって、正式申込とする。

第13条 参加台数および受理

13-1) 競技会の総参加台数は70台までとする。

13-1) 参加受理は1月11日またはそれ以前に当クラブのホームページによって公告され、エントリーリストにより発表される。参加受理書の発送は行わない。

13-2) 大会主催者は、理由をしめすことなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料2,000円を差し引き参加料は返還される。

13-3) 正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第14条 公式車両検査

- 14-1) 規定の時間内に車検に合格しない競技車両は、例外なくスタートできない。但し、競技会審査委員会が修復時間を与える場合がある。
- 14-2) 上記14-1)において、修復時間内に修復し、再車検に合格した場合はスタートすることができる。

第15条 競技内容

- 15-1) スタート
スタート方式は係員の合図により行われる。
- 15-2) 計時方法
 - ① 計時はタイムトライアル区間は計測機器により、1/1000秒まで計時される。
 - ② ただし、不測の事態により計測機器での計時が困難になった場合は、バックアップ用ストップウォッチの計時を採用する。
- 15-3) 成績
 - ① 走行本数の合計タイムが少ない者
 - ② タイムが同一の場合は車両排気量の少ない者

第16条 整備作業

- 16-1) 技術委員長が指定した技術委員が整備作業の監督の任に当たる。
- 16-2) 整備作業はパドック内でのみ行うことができる。
- 16-3) 作業を行うときは、必ずシートを敷いて行き、パドック内の美化につとめること。
- 16-4) パドック内においては、いかなる車両も15Km/hを越えて走行してはならない。

第17条 賞典

参加台数により、各クラス参加台数の30%を下回らない範囲で賞典を制限する。

第18条 損害の補償

- 18-1) 参加者は参加車両およびその付属品が破損した場合、ならびに第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が責任を負わなければならない。参加者はオーガナイザー、大会関係者、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、参加者の負傷、死亡、その他車両の損害に対してオーガナイザー、大会関係者、道路管理者、警察、関係省庁および大会役員は一切保障責任を負わない。
- 18-2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザー、大会役員車、その他機材および道路関係施設（ガードレール、カーブミラー、電柱、標識等）の事故はいかなる場合も参加者が責任を持って賠償するものとする。

第19条 本規則の施行

本規則は 2017年12月28日（木） より実施する。

大会組織委員会